

湖南広域消防局関係市消防団協力事業所表示制度 Q & A

Q 1 私の会社は、関係4市内に複数の店舗を展開していますが、全店舗の従業員を合せて消防団員が3名となります。この場合、表示を受けることができますか？

A 事業所等とは、民間企業における個々の本店・支店を示し、企業グループの単位ではなく、個々の事業所を原則としますが、4市内に構成されるグループ企業の場合は、本店等がまとめて申請することができます。ただし、この場合の表示証の交付は、本店掲示用の1枚のみとなります（自社広告等に表示証の寸法を同率に拡大または縮小したものを印刷し、各店舗に掲示することはできません。）

Q 2 「災害時等に当該事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等」とは、具体的にどのような場合ですか？

A 具体的な例としては 災害時等における消防団に関する協定や覚書等を関係市と締結し、消防団活動にかかる資機材を提供する等の協力をしている事業所等の場合です。この場合、特に、資機材を購入しておく必要はありません。常に事業所が、保有している物品（建築工具類、重機、車両及び消火器など）を、大規模災害や近隣の火災等が発生した場合、消防団の活動に提供することでかまいません。

Q 3 「事業所」または「その他の団体」とは？

A 事業所とは、民間企業等における個々の本店、支店等です。会社組織に限らず、その他の団体でも表示を受けることができます。ただし、表示証を掲示することができる事務所等を構えている必要があります。具体的な例としては、各種学校、各種協同組合、特殊法人などです。

Q 4 申請・推薦にあたっての費用は必要ですか？

A 費用は必要ありません。また、認定された場合に交付される表示証についても、費用の必要はありません。

Q 5 申請書・推薦書はどこに提出するのですか？

A 構成市の各消防署（南消防署を除く。）の庶務管理係へ提出してください。

Q 6 アルバイトは従業員として解釈できますか？

A 非正社員等の別は問いません。ただし、短期雇用者は除きます。

Q 7 表示証の有効期間は多久ですか？

A 認定の基準に該当しなくなった場合を除き、表示証の交付を受けた日から2年間で
す。継続更新の場合は、更新手続きをし、表示証の取得期間を延長することができます。